



# ストップ！ DV

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある相手からの暴力のことをいいます。DV防止に向けて皆さんの理解をいっそう深めていただくことが重要です。



問い合わせ 協働推進課(内線428)

※パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージが込められています

## DVは身体的暴力だけではなく、さまざまな種類が重なって起こる場合があります



### 身体的暴力

殴る、蹴る、髪を引っ張る、腕などを強くつかむ など

### 精神的暴力

怒鳴る、無視する、傷つける言葉を言う など

### 経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを禁じる、家計を必要以上に厳しく管理する など



### 性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない など

そのほかにも社会的暴力など、DVにはさまざまな形態があります。

## 近年よく見られるDV



子どものいる家庭でのDVは児童虐待にもなります。「**面前DV**」といい、親子ともに心身に大きな影響を及ぼします。身体的暴力を見せるだけでなく、怒鳴り合いの声を聞かせることも「**児童虐待防止法**」における虐待にあたります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安やストレスにより、DVの深刻化が心配されています。外出自粛などで、長時間、家の中で過ごすことによりストレスがたまり、DVを引き起こしたり、悪化させてしまうことがあります。長期間にわたるDVは、逃げようとする気力や、考える力も奪ってしまいます。

**暴力は許されることではありません。ひとりで悩まず、まずは相談してください！**

**ひとりでは見つからなかった解決方法が見つかるかもしれません。**

DV相談<sup>プラス</sup> (内閣府)  
0120-279-889  
電話・メール 24時間受付  
チャット相談  
正午～午後10時



DV相談ナビ(内閣府)  
#8008  
(都道府県の配偶者暴力相談支援センター)  
全国共通の電話番号から相談機関を案内するサービスです。

市のDV相談 福祉保健センター  
048-446-6453  
電話相談 月～土曜日、第2・4・5日曜日、午前9時～正午、午後1時～4時  
面接相談 要予約

- 11月12日(金)～25日(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間、11月25日(木)は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。



配偶者やパートナーからの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので決して許されない行為です。この運動期間をきっかけに、多くの方に関心を持っていただき、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

### 今年度のテーマ

## 「性暴力を、なくそう」

性的な暴力は、年齢、性別にかかわらず、また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。つらいこと、不安なことについて、まずは性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(#8891)に話してみませんか。

詳しくは  
こちら

